

兵庫県公報

令和5年12月21日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会告示	ページ
○ 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程	1

人事委員会告示

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月21日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会告示第5号

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程（令和元年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

目次、第2章の章名中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項及び第2項中「規則第18条第1項」の右に「及び第18条の2第1項」を加える。

第8条に次の1項を加える。

6 前項の規定は、規則第18条の2第3項の規定により勤勉手当基礎額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「第18条第5項」とあるのは「第18条の2第3項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「同項」とあるのは「規則第18条第5項」と読み替えるものとする。

第9条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

第14条第1項第1号中「1日」を「1日に」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。